

緊急事態措置等の延長について

本県では、令和3年1月14日から2月7日までを実施期間として緊急事態措置等の取組を展開してきたところ、2月2日、政府において緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日まで延長されたことから、引き続き以下の取組を展開する。

1 区域

兵庫県全域

2 期間

令和3年1月14日(木)から令和3年3月7日(日)まで

3 要請・働きかけの内容

(1) 外出自粛〔特措法第45条第1項に基づく〕

・不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

(2) イベントの開催制限

- ・イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保〔特措法第24条第9項に基づく〕
- ・あわせて、20時までの時間短縮を働きかけ

(3) 施設の使用制限(別表参照)

- ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請〔特措法第24条第9項に基づく〕

協力金の支給 支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

財源：国負担80%、

県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3

- ・劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかける。

(4) 出勤抑制〔特措法第24条第9項に基づく〕

- ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請

4 その他

不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、県民や事業者への啓発活動、見回り活動等を実施

施設の使用制限について

1 特措法に基づく要請を行う施設

種類	施設例	要請内容
飲食店 宅配・テークアウトサービスは除く	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで) ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を要請
遊興施設 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く	

2 特措法によらない働きかけ(協力依頼)を行う施設

下記の施設のうち、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を行う。

種類	施設例	働きかけ内容
運動施設、遊技場	体育館、屋内・屋外水泳場、スポーツジム、パチンコ店、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで) ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保することの働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会場又は公会堂、展示場	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール 等	
博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館 等	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	ホテル又は旅館の宴会場 等	
遊興施設 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く	ライブハウス、性風俗店 等 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超) 生活必需物資を除く	アウトドア用品、スポーツグッズ店、古本屋 等	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超) 生活必需サービスを除く	旅行代理店、スーパー銭湯、写真屋・フォトスタジオ 等	